

## 近畿地区短信

## 発芽から開花へ！

## — 性教育チームの取り組み —

中丁 栄美子（福井県臨床検査技師会）

平成 19 年、福井県臨床検査技師会では糖尿病療養指導・感染症コントロール・栄養サポート・性教育の 4 チームが発足し活動を開始した。その中で、性教育チームは福井県内の小学校 4 校・高等学校 1 校（計 5 校）において性教育・エイズ予防啓発活動を行ってきた。

この活動のきっかけは、先進国である日本の HIV/エイズ患者数が右肩上がりに増加している現状を知り、私たち臨床検査技師の知識を地域に役立てたいという思いからであった。しかし、思いだけでは何も始まらない。この思いを誰かに伝え、行動しなければ…。

行動の始まりは、平成 16 年に福井県内の HIV/エイズ予防啓発活動に力を入れている市民活動団体からの高等学校 2 校における講演依頼であった。不慣れた講演ではあったが、



高校生の微かな反応を感じた。また、同校から 3 年連続で講演依頼があり、臨床検査技師として地域への関わりに少しの確信を持つことができた。そのような中、平成 18 年に福井県で開催された第 46 回近畿医学検査学会の公開講演「HIV 感染の現状と予防対策に向けて」を福井県教育庁へ紹介し、県内の各学校に案内状を配布した。その後、福井県教育庁から当技師会に性教育活動への参画を依頼され、現在に至っている。

福井県の性教育活動には、福井県助産師会・産婦人科医師会・福井県臨床検査技師会の 3 団体が参画している。平成 19 年は、「性教育の指導に関する実践推進事業」として 3 団体による学校現場での性教育活動が展開された。性教育チームは、福井県教育庁並びに学校の教諭と打ち合わせを重ね、5 校で講演を行った。児童、生徒、教諭、保護者の反応は様々であったが、地域社会の連携が必要となっている現代において臨床検査技師が持っている専門知識と経験を活かすことができたと思う。今後も教育現場と医療がチームで取り組むことにより、さらに充実した性教育活動ができるのではないだろうか。



これまでの活動を通して、思いという“種”に行動という人の支えや真心によって性教育チームの“花”が咲いたと感謝している。今年度、性教育チームは福井県性教育普及推進委員会の一員となり、さらにパワーアップして活動に取り組んでいきたい。

## 投稿 &lt; 臨検小話 = その 4 = &gt;

新屋博明（エムティー法務研究会）

## 1. はじめに

何気なく某テレビ CM を見ていたら、“ALA” が宣伝文句として画面を飾っていたので「あらっ（ALA）？」と思ったら、やはりアミノレブリン酸（aminolevulinic acid : ALA）のことでしたので、この CM を見て思い出した  $\delta$ -ALA（デルターアミノレブリン酸）について少々述べてみたいと思います。

◆ いわゆる鉛健診における尿中  $\delta$ -ALA 測定の法的根拠について

①法律：労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）第 66 条 2 項

2 項：事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

②政令：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年 8 月 19 日政令第 318 号）第 22 条 1 項 4 号

1 項：法第 66 条第 2 項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

4 号：別表第四に掲げる鉛業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）

③省令：鉛中毒予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 37 号）第 53 条 1 項 5 号

1 項：事業者は、令第 22 条第 1 項第 4 号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後 6 月（令別表第 4 第 17 号及び第 1 条第 5 号リからルまでに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務に従事する労働者に対しては、1 年）以内ごとに 1 回、定期的に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

5 号：尿中のデルターアミノレブリン酸の量の検査

2. 生物学的モニタリングと  $\delta$ -ALA（デルターアミノレブリン酸）

平成元年 10 月 1 日から施行された改正鉛中毒予防規則の注目点は、健康診断（いわゆる鉛健診）に生物学的モニタリング biological monitoring を導入したことです。これにより尿中の  $\delta$ -ALA 量は生体影響の指標として、血液中の鉛量は暴露の指標として鉛健診に取り入れられました。<◆>に鉛健診における  $\delta$ -ALA 測定の法的根拠を示しました。安衛法（労働安全衛生法）や鉛則（鉛中毒予防規則）に「事業者は～行わなければならない」と謳われているので、鉛健診の実施義務を負っているのは事業者です。しかし、それは当然「医師による健康診断」でなければならないので、事業者は鉛健診を健診機関（医療機関）に委ねることになります。なお、法令上の用語としては「 $\delta$ -ALA」ではなく「デルターアミノレブリン酸」が用いられています。

## 3. おわりに

私は、生物学的モニタリングの導入を決めた鉛則の改正は、単なる改正ではなく、画期的な改正だと思っています。